○飯豊町緑地公園設置条例

昭和52年12月19日 条例第39号

(設置)

第1条 町民の健康増進と、いこいの場として緑地公園を設置する。 (名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|---------------|-------------------------------|
| 松岡公園 | 飯豊町大字添川/3,535番地の3/3,535番地の18/ |
| 白川農村公園 | 飯豊町大字白川124番地の2 |
| 大旦農村公園 | 飯豊町大字添川2,378番地の1 |
| 坪沼農村公園 | 飯豊町大字黒沢2,281番地 |
| 城趾公園 | 飯豊町大字萩生1,380番地の1 |
| 荻農村公園 | 飯豊町大字手ノ子112番地の1 |
| 上代農村公園 | 飯豊町大字添川1,260番地の1 |
| 東山農村公園 | 飯豊町大字添川3,334番地の10 |
| 椿郡之神農村公園 | 飯豊町大字椿2,578番地 |
| 小白川農村公園 | 飯豊町大字小白川3,264の40番地 |
| 昭和農村公園 | 飯豊町大字添川1,218番地 |
| 中ノ目農村公園 | 飯豊町大字萩生128番地の4 |
| 黒沢公園 | 飯豊町大字黒沢971番地 |
| 中レクリエーション広場 | 飯豊町大字萩生3,268番地 |
| 東向農村公園 | 飯豊町大字高峰3,476番地の1 |
| 高柳農村公園 | 飯豊町大字黒沢2,546番地 |
| 飯豊公園(椿農村公園) | 飯豊町大字椿2,700番地の24 |
| 新田農村公園 | 飯豊町大字中768番地の2 |
| 中津川レクリエーション広場 | 飯豊町大字上原622番地 |
| 矢渕ブナ林公園 | 飯豊町大字高峰4,142番地の1 |
| つばき親水公園 | 飯豊町大字椿1,864番地の9 |
| 西高峰農村公園 | 飯豊町大字高峰1,060番地の1 |
| ホトケ山農村公園 | 飯豊町大字中2,243番地 |
| 地域交流広場 | 飯豊町大字下屋地331番地の1 |
| 萩生多目的広場 | 飯豊町大字萩生533番地の15 |
| 中津川農村公園 | 飯豊町大字須郷434番地 |
| あか松森林公園 | 飯豊町大字松原3,535番地の1 |
| 石原遊園地 | 飯豊町大字萩生1,505番地の1 |

(指定管理者による管理)

第3条 町長は、緑地公園の設置の目的を効果的に達成するため、<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項</u>の規定により、町長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に緑地公園の管理を行わせることができるものとする。

(指定管理者の業務の範囲)

- 第4条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 緑地公園の施設及び設備の維持管理に関する業務
 - (2) その他緑地公園の管理運営上、町長が必要と認める業務

(規則への委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和54年3月13日条例第14号)

- この条例は、昭和54年4月1日から施行する。 附 則(昭和55年3月18日条例第7号)
- この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年9月17日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和56年12月17日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年12月16日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和58年12月14日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和60年7月1日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和60年12月27日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。 附 則(昭和61年3月24日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年12月26日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年12月25日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年3月24日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年3月27日条例第17号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成5年3月25日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年9月24日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年6月30日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年3月17日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年3月27日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年3月27日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年3月19日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年3月23日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年12月10日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年12月14日条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の改正規定及び第4条を第5条とし、第3条の次に1条を加える改正規定は、平成18年4月1日から施行する。